

幼児教育・保育の無償化に伴うお願い

令和元年10月吉日

日頃より、ファミリー・サポート・センターの活動にご理解・ご協力ありがとうございます。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、**ファミリー・サポート・センターを利用する子どもについても、利用料の無償化が実施されます（※事前に「保育の必要性」について認定を受けている方が対象です）**ことから、無償化に伴う今後の活動の流れとお願いについて、お知らせします。

1. 活動の流れについて（依頼・提供・両方会員）

- 登録から依頼受付・ご紹介までの流れに特に変更点はありません。どなたでも登録でき、依頼をすることができます。謝礼の支払いについても、依頼会員から提供会員に直接支払うことに**変更はありません**。
- 無償化の対象となっているお子さんの保護者（依頼会員）が、領収書代わりとなる「活動確認書」を添えて**ふじみ野市役所保育課に直接申請**をすることにより、お支払い済みの**利用料が後日返金**されます。

※ファミサポを利用する全てのお子さんが無償化の対象となるわけではありません。対象は、0～5歳児（0～2歳児は住民税非課税世帯等が対象）で、事前に「保育の必要性」について認定を受けている方です。 お子さんが無償化の対象に該当するかどうかや、「保育の必要性」の認定手続きの詳細については、ふじみ野市ホームページをご覧ください。か、**ふじみ野市役所保育課**へお問い合わせください。

2. 活動確認書の記入の仕方についてのお願い（提供・両方会員）

- ファミサポの活動の中でも、活動内容により無償化の対象とならない区分があります。（無償化対象のお子さんであっても、キャンセル料・交通費・食費などは対象外となります）

活動区分： ①預かりのみ ②預かりと送迎 ③送迎のみ
※①～③のうち、①と②のみが無償化の対象となります。

★ファミリー・サポート・センター事務局では、どなたが無償化の対象に該当するかを確認することができません。そのため、活動確認書には以下の内容を分かりやすく記入していただきますようお願いいたします。

- ①依頼会員の名前・**お子さんの名前**
- ②活動区分（**預かりのみ・預かりと送迎・送迎のみ**を明確に記入）
- ③活動時間（**開始時間と終了時間**）
- ④謝礼金額（**キャンセル料・交通費・食費**と謝礼は分けて記入）
- ⑤提供会員及び依頼会員の**双方の署名**（印鑑なしでも可）

※兄弟姉妹でファミサポを利用する場合はお子さんごとに①～⑤を記入

